



市の花：すいせん

基本計画

◆各 論

創造性の育つまちづくり

市民一人ひとりは、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。

一人ひとりの個性が尊重され、のびやかに育ちあうことができる環境づくりとともに、だれもがいつでもどこでも豊かな学び・文化にふれあえるまちづくりをすすめます。

創 造性の育つまちづくり

『創造性の育つまちづくり』は、次の3つの視点で取り組みます。

一人ひとりが輝くために〔創1〕

まちには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支えあい、さまざまな生活をおくっています。地域社会を支える市民一人ひとりは、それぞれ個性と可能性をもったかけがえのない存在です。人種・国籍・性別・年齢・信条・社会的身分などで差別されることのない、人権が尊重される社会が実現されなければなりません。あわせて、男女平等については、その意識づくり、平等参画の促進などに努めていく必要があります。

また、一人ひとりが、地域を越えた「地球市民」として、多くの人とグローバルな問題に取り組んでいかなければなりません。

このため、平和を尊び、人権が尊重される社会をめざすとともに、国際理解を深め、多様な言語・文化的背景をもつ市民が暮らしやすいまちを築いていきます。

施策区分	施策名
人権と平和の尊重	人権尊重意識の醸成 平和意識の醸成
国際化の推進	地球市民意識の醸成 外国籍市民への支援
男女平等参画社会の推進	男女平等の意識づくり 男女平等参画の促進 女性の人権擁護

子どもがのびやかに育つために【創2】

未来を担う子どもたちが、のびのびと育つためには、子どもの権利を尊重するとともに、親が安心して子育てできるための支援や、学校教育の充実が必要です。

このため、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加・参画して、自ら育つことのできる環境づくりをすすめています。

また、子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを、子どもの立場を踏まえながらすすめるとともに、子どもの学びの場である学校を活力と魅力あるものとし、一人ひとりの個性を尊重し、豊かな心あふれる人間形成を図る環境をつくっていきます。

あわせて地域と学校の連携をすすめ、家庭・学校・地域・行政が一体となって子どもの成長を支えていきます。

施策区分

施策名

子ども参加の促進

子どもの権利の尊重

子どもへの支援

子育て支援の促進

子育て支援サービスの充実

子育て環境の整備

学校教育の充実

学校教育環境の向上

学校教育施設の整備

教育相談機能の充実

家庭、地域と学校との連携

豊かな学び・文化が息づくために【創3】

心の豊かさや生きがいを求め、市民の主体的で創造的なさまざまな活動がすすめられています。あらゆる人が生涯にわたって、身近な環境で、さまざまな文化や歴史にふれたり、学習活動やスポーツに親しんでいけるような取り組みが求められています。

このため、地域における自主的な学習活動を支援する場や、多様な学習機会の充実を図っていくとともに、それぞれの体力や技術などに応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりをすすめます。

また、ゆとりと潤いを実感できる芸術・文化活動を支援し、文化のまちづくりをすすめていくとともに、郷土の歴史を物語る文化財を保護し、地域文化を大切にするまちをめざします。

施策区分

施策名

生涯学習社会の形成

生涯学習活動の促進

学びを生かすしくみづくり

学習活動の推進

公民館事業の新たな展開

図書館事業の充実

スポーツ・レクリエーション活動の振興

スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ環境の整備

芸術・文化活動の振興

芸術・文化活動の充実

芸術・文化環境の整備

文化財の保護

人権と平和の尊重

現状 課題

-
-
-
-
-
-
-
-
-

平和は私たちの願いです。しかし、今もなお地球上のどこかで戦争が行われ、多くの人々が傷つき命を失い、生活の場を追われています。

本市では「非核・平和都市宣言*」を行い、また4月12日を「西東京市平和の日*」と定めるなど、平和意識を高めています。

平和を築くためには、お互いに理解しあい、尊重しあう心が必要です。

日本国憲法では、すべての国民が個人として尊重されること、法の下に平等であり、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により差別されないことがうたわれています。しかし、現実社会では、慣習やしきたり、異なる文化への理解不足などからさまざまな差別がおきています。

このため、一人ひとりが理解を深めるための学習や交流の機会を増やしたり、市民の草の根の活動を支えたりするなど、人権尊重と平和意識の醸成をめざした取り組みをいっそうすすめていく必要があります。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などが差別されることのない地域社会の実現が求められています。

背景 データ

■ 非核・平和都市宣言

非核・平和都市宣言

私たちは生きている。
おおくの人々が、それぞれの習慣や宗教をもち
様々な考え方と、異なる環境の下で生活している
この地球で

私たちは持っている。
この地球上で、健康で幸せな生活をする権利を
異なる考え方の人々を差別しない義務を

私たちは知っている。
おおくの人々が、今なお戦争で傷つき命を失っていることを
住みなれた平和な生活の場を追わされて飢えていることを

私たちは訴える。
必要なのは笑顔での話し合いであることを
必要なのは人類愛と思いやりであることを

私たちは宣言する。
あらゆる人を傷つける地雷や武器をなくすことを
あらゆるもののが破滅を招く核兵器をなくすことを
地球上から戦争をなくすことを

私たち市民のこの声と願いを
世界に広く訴えるために
非核・平和都市 西東京市の
宣言とする。

平成14年1月21日

西東京市

平和を尊び、人権が尊重される社会をめざします。

施策 内容

●人権尊重意識の醸成【創1-1-1】

- さまざまな行政分野や市民生活のあらゆる場面で人権尊重意識が反映されるよう、人権啓発活動を推進します。
- 小中学校における人権教育を推進するとともに、さまざまな場所での学習機会を充実していきます。
- 人権擁護委員による人権相談や啓発活動を行うとともに、関係機関等との連携をすすめています。

●平和意識の醸成【創1-1-2】

- 「非核・平和都市宣言」の理念を実現し、永遠の平和を築くため、平和に関する啓発活動や学習活動を推進します。
- 「西東京市平和の日」を中心に、戦争体験を風化させることなく、平和の意義を考えていくため、被爆地への市民派遣、パネル展示などの啓発活動をすすめています。



田無駅前の平和のリング

用語解説

「非核・平和都市宣言」

核兵器のない平和な世界を市民共通の願いとして広く世界に呼びかけるもので、市民参加で策定され、平成14年1月21日に宣言された。

「西東京市平和の日」

昭和20年4月12日に、西東京市一帯が爆撃を受け、多くの人が犠牲となった。戦争の体験を風化させることなく、平和の意義を考えていこうという市民の声により定められた。

国際化の推進

現状 課題

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

交通の発達、経済のグローバル化、インターネットの普及などにより、世界はますます身近なものになっています。産業・就業の面でも、日常生活でも、外国との関わりをもつ機会が増えています。これら外国人の人々とよりよい関係をつくっていくために、多様な文化や言語を理解することはとても重要なことです。

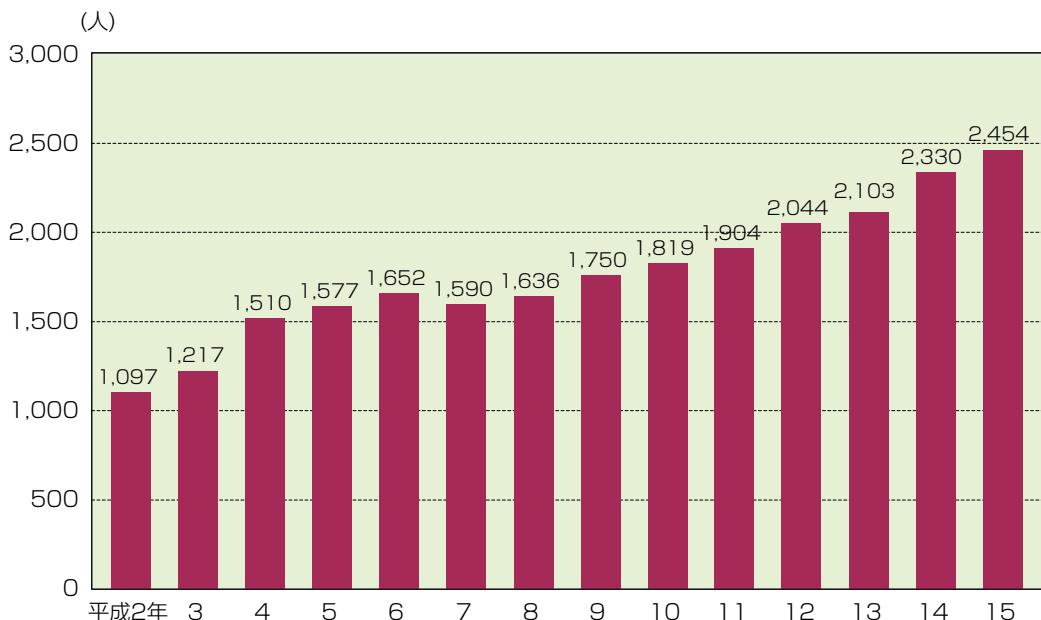
市内の外国人登録人口は、平成15年1月現在2,454人で、10年間で877人増加しています。

本市では、日本語ボランティア養成講座の開催による外国人の日本語習得の支援や異文化理解のための講演会などにより、相互理解を深めるための取り組みをすすめてきました。今後は、外国人が地域の一員として快適に暮らすことができるよう、市民が国際社会の一員（地球市民）であることを意識するよう取り組んでいく必要があります。

また、市内に在住する外国人に、必要な情報が伝わるような取り組みや、日常生活における文化や言語の違いを認めあい、共生していくための相互理解の促進が求められています。

背景 データ

■ 西東京市外国人登録人口推移（各年1月1日現在）



国際交流を促進し市民の国際理解を深めるとともに、
外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

施策 内容

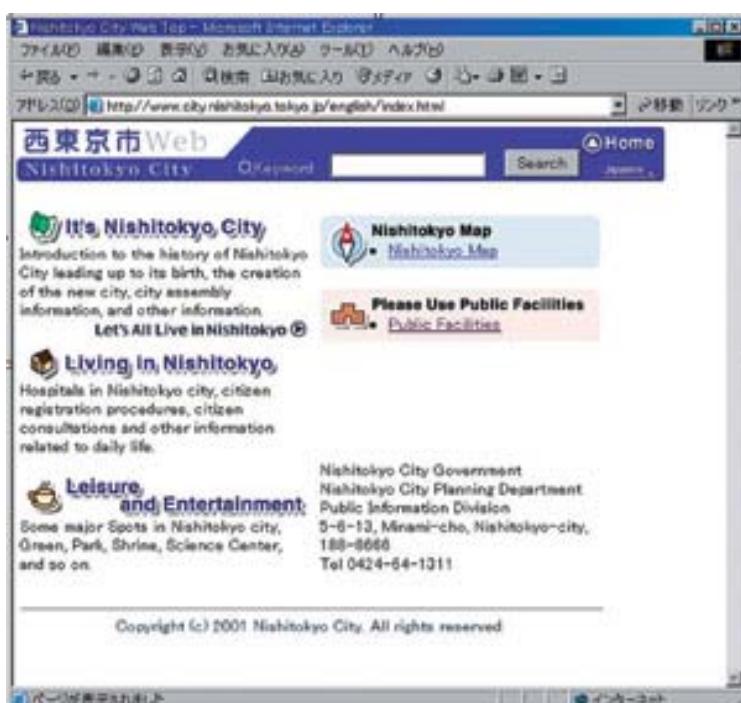
●地球市民意識の醸成【創1-2-1】

- 外国人と日本人との相互理解の促進を図ることにより、すべての市民が「地球市民」としての意識をもてるよう取り組みをすすめます。
- 公民館などにおける、国際感覚を養うための学習や体験講座等に取り組みます。
- 小中学校においても、日常生活における相互理解を深め、国際理解教育を推進します。
- さまざまな国や地域との国際理解を深めるため、国際友好都市について調査します。

●外国籍市民への支援【創1-2-2】

- 外国籍市民が不安のない、快適な生活を送れるよう、日本語習得の支援をするとともに、外国語による情報提供（情報発信）ができる体制づくりをすすめていきます。
- 外国語によるホームページ、各種パンフレットや案内表示の整備をすすめ、日常生活の支援とともに、災害時の安全確保にも努めます。

■ 英語による西東京市のホームページ



男女平等参画社会の推進

現状課題

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

人はだれもが一人の人間として尊重され、伸びやかで充実した生活をおくる権利をもっています。すべての女性や男性が、多様な生き方を選択し決定することができる社会環境づくりが必要です。そして、社会の一員として等しく社会活動に参画し、その利益を享受すると同時に責任を担うことも必要です。

平成11年6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法*」でも、各自治体で地域の特性に合わせて男女平等の社会をめざして取り組むことが必要であるとされています。

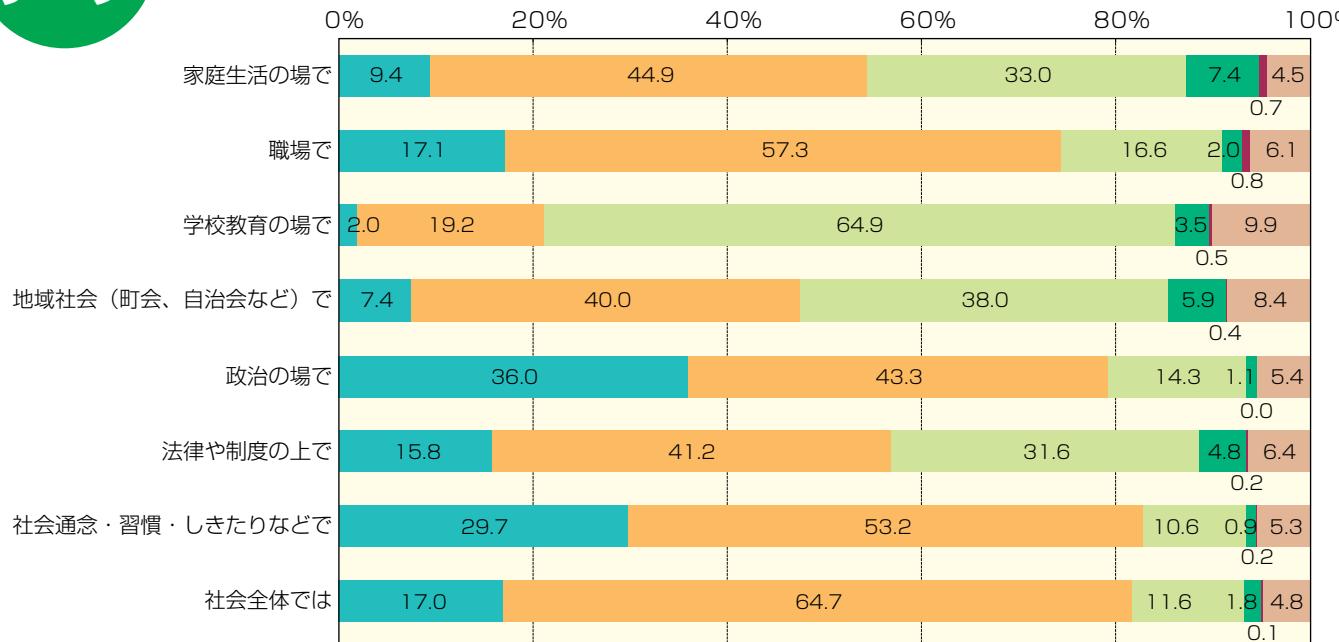
本市では、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動に取り組んでいますが、さらにより多くの市民に男女平等の理念や取り組みについて伝えていく必要があります。平成14年7月からは、女性相談窓口を開設していますが、今後は、府内各課で取り組んでいる相談や、関係機関との連携が重要です。

また、実際に男女が家庭や社会に参画していくために必要な支援を行ったり、性別を理由とした人権侵害からの救済に取り組むなど、あらゆる施策を男女平等の視点で見直し、取り組みをすすめていく必要があります。

背景データ

男女の地位 (平成14年度男女平等参画社会に関する市民意識調査より)

回答848人



- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 男女の地位は平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答

女性も男性も互いに認めあい、対等なパートナーとして
協力しあうことができる社会をめざします。

施策 内容

●男女平等の意識づくり【創1-3-1】

- 「男女平等参画推進計画*」を策定し、性別に関わりなく、一人ひとりが個性を發揮して、職場、家庭や地域社会等のあらゆる場に参画していくという、男女平等の意識づくりに取り組みます。
- より多くの人に考えてもらうきっかけをつくるために、情報誌の発行やフォーラムの開催を行うとともに、男女平等参画推進に関する学習や活動の拠点について検討します。

●男女平等参画の促進【創1-3-2】

- あらゆる場での男女平等が促進されるよう、子育てや介護などへの社会的支援体制を充実させるほか、雇用の分野において女性も男性も、能力を十分発揮できる環境整備を東京都等と連携してすすめます。
- 行政委員会や審議会など、市政への女性の参画を促進するとともに、地域・社会活動への男女平等参画を促進するよう、情報提供や市民活動への支援を充実します。

●女性の人権擁護【創1-3-3】

- 女性も男性も、相互に身体の特性を十分に理解し、お互いを個人として尊重しあえる意識の普及に努めるとともに、女性をめぐる健康上の問題に対して支援します。
- 女性に対する暴力などから人権を守るために、相談窓口体制の充実や、緊急一時避難場所（シェルター）*などについて、関係機関と連携をとりながら対応を図っていきます。

用語解説

「男女共同参画社会基本法」

平成11年6月に制定された法律。「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を基本理念としている。また、国・地方公共団体・国民の責務を定めている。

「男女平等参画推進計画」

国の男女共同参画社会基本法にのっとり、本市の地域特性を踏まえて策定する行動計画。

「緊急一時避難場所（シェルター）」

配偶者や恋人などの親しい間柄の人から暴力を受け、身の危険を感じたときに緊急に逃げ込める場所のこと。安全を守るために離れた場所である必要があるため、広域的連携や民間との連携が必要となっている。

子ども参加の促進

現状 課題

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

少子化の進行や核家族化、都市化の進展などにより、家庭や地域社会における子どもとのふれあい、子ども同士のふれあいが希薄になってきているなか、子どもの自立性や社会性が育ちにくくなっています。また、近年社会問題となっている児童虐待やいじめへの対応は、緊急の課題となっています。

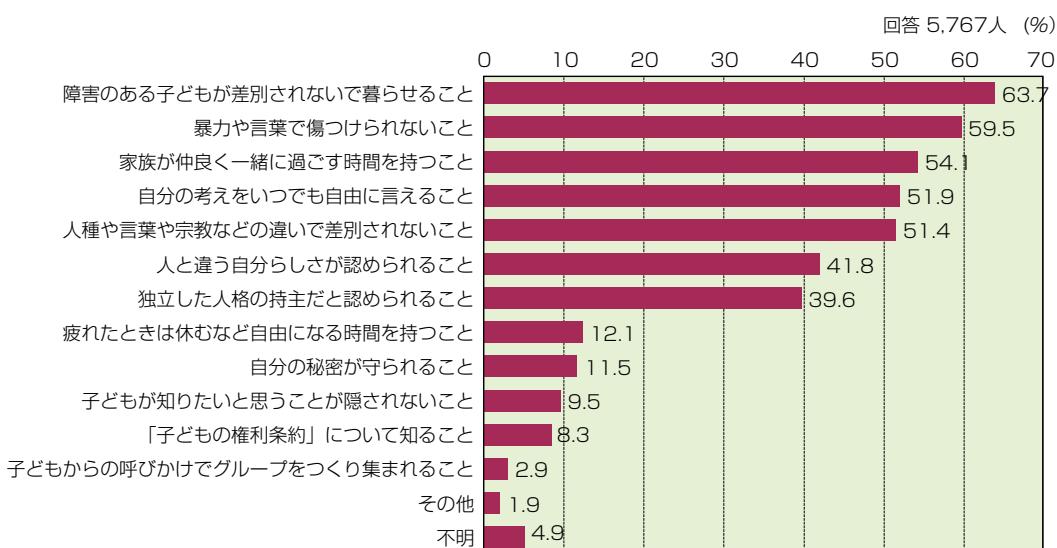
子どもの権利条約*では、子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、権利行使の主体としてとらえることが重要といわれています。子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもが人や自然とふれあい、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にすることが求められています。

今後は、虐待やいじめなどの状況から子どもを救済するしくみづくりを行うとともに、子ども自身が主体的に計画し、行動していく機会を増やしていく必要があります。

また、家庭・学校・地域・行政が連携した地域ぐるみでの多様な社会参加活動を推進していくことも求められています

背景 データ

■ 子どもの権利について大切なこと (平成13年度市民意識調査より)



さまざまな場面において子どもの権利が尊重され、子どもたちが主体的に参加・参画して育つことのできる環境を整えていきます。

施策 内容

●子どもの権利の尊重【創2-1-1】

- 子どもの権利を尊重する市民の意識を高めるため、子どもの権利の啓発活動をすすめるとともに、児童虐待など子どもの権利侵害に対する救済のしくみづくりについて、相談体制の充実や関係機関との連携体制の確立を行っていきます。
- 子育て支援計画*を策定し、子どもたちの健やかな成長と、家庭・地域における子育ての支援を図っていきます。

●子どもへの支援【創2-1-2】

- 子どもが自ら考え、行動しながら成長できるよう、子ども参加を促進します。児童館や公民館などで、子どもが中心となって参加できる事業を充実していきます。
- 児童館については、建替えや改修を計画的にすすめるとともに、青少年の居場所となるような機能をもった施設として再構築を検討していきます。
- 地域社会での子どもの育ちを支援するために、キャンプやスポーツなどの野外活動の活性化や、地域における青少年活動団体・指導者の育成を図っていきます。
- いじめや非行をなくし、青少年が自他の命を大切にする等、社会の形成者として豊かに成長できるよう、関係機関と協力し、学校・家庭・地域との連携を密にしながら青少年の育成に努めます。



児童館の行事に参加する子どもたち

用語解説

「子どもの権利条約」

1989年に国連で生まれた子どもを守る国際的なきまりで、正式には「児童の権利に関する条約」という。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助(手助け)をすすめることをめざしている。わが国は1994年(平成6年)4月に批准した。

「子育て支援計画」

すべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達の保障と子育て支援の推進をめざした本市の計画。

子育て支援の促進

現状 課題

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

すべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長と子育て支援を推進していくことにより、すべての子どもたちの心身両面にわたる健全な育成を図ることが大切です。

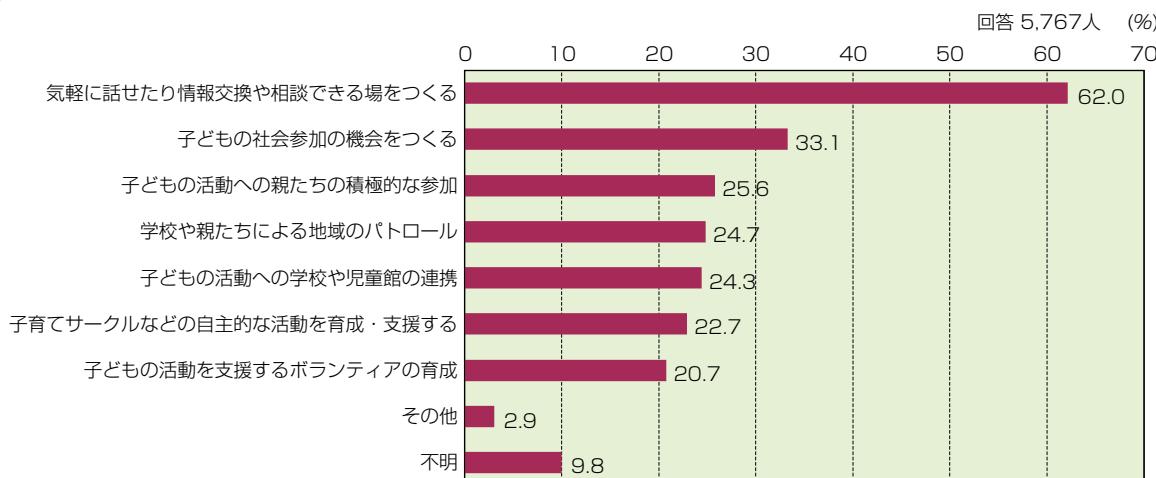
本市では、保育園や認証保育所での施設保育や病後児保育*・一時保育*の実施、学童クラブ*での放課後対策、親と子のふれあいのピッコロハウス、地域で支えあうファミリー・サポート・センター*など、子育て環境の整備に努めています。

今後は、これらの施策について、子どもの立場を踏まえながら充実を図っていくとともに、相談、交流、一時保育、発育・発達支援など、子育てに関するさまざまな課題に対して総合的に支援していくことが求められています。

また、子育ては家庭だけの問題ではなく、家庭・地域・行政が共通の問題としてとらえ、広く社会全体で支えていくことが必要です。

背景 データ

■ 安心して子育てをすすめるための地域の取り組み (平成13年度市民意識調査より)



用語解説

「病後児保育」

病気回復期にあって、保育園や幼稚園などに通園できない子どもや、保護者に用事があるため看護する人がいない子どもを、小児科医院に併設した場所で預かる保育のこと。

「一時保育」

保護者の急用等で、保育に欠ける状態になったときに一時的に子どもを預かる登録制の保育のこと。

子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりをすすめます。

施策 内容

●子育て支援サービスの充実【創2-2-1】

- 子育てと仕事の両立などを支援するため、ファミリー・サポート・センターや病後児保育室を充実していきます。
- 保育園を中心として、子育て相談や交流広場の展開、一時保育の充実など、総合的な子育て支援をすすめます。
- 子育てに関する学習や、親子ふれあい事業などを充実するとともに、地域の子育て活動団体の育成・支援をしていきます。
- 子育ての負担を軽減するため、乳幼児医療費の助成を充実していくとともに、ひとり親家庭への適切な支援を行っていきます。

●子育て環境の整備【創2-2-2】

- 保育園の建替えや大規模改修を計画的にすすめると同時に、認証保育所事業に取り組み、待機児対策などの保育ニーズに対応していきます。
- 保育園の評価と点検を行い、良質な保育サービスを提供するよう努めます。
- 保育園ごとの機能の見直しを図り、地域における子育て支援の充実を図るとともに、多様な保育ニーズに的確に対応するため、保育園の運営を民間へ委託していくことも検討していきます。
- 子育てに関する相談、交流、一時保育、発育・発達支援などを総合的に支援していく、（仮称）子どもの総合支援センターの建設を推進していきます。
- 学童クラブの計画的な整備をすすめるとともに、子どもの立場に立った機能の見直しを図っていきます。
- 障害のある就学児童・生徒の放課後の活動の場として、地域デイサービス支援の拡大や地域交流をすすめていきます。

用語解説

「学童クラブ」

放課後帰宅しても、保護者が働いていたり、病気で面倒をみてもらえない小学校低学年（1年～4年）の児童のための施設。

「ファミリー・サポート・センター」

市内在住の子どもを預けたい人（ファミリー会員）と子どもを預かりたい人（サポート会員）が会員となり、その会員間で「子どもを預かる」という相互援助活動を行う事業。

学校教育の充実

現状 課題

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

少子高齢化・高度情報化・国際化・科学技術の進展、地球環境問題など、社会のさまざまな変化が児童・生徒の教育環境にも影響を与えています。このような状況のなか、学校教育に求められる内容にも変化が生じています。

これからの中学校では、基礎的・基本的な学力の定着に加え、自らが学び主体的に学習する力を培い、一人ひとりの個性を伸ばしていくことが求められています。教育課程や教育環境を充実させ、情報教育や国際理解教育、総合的な学習のいっそうの推進を図る必要があります。

また、いじめや不登校への対応など、児童・生徒の体の健康はもとより、心の健康についてもサポートする環境を整えていく必要があります。障害等がある子どもたちについては、その障害等の状態に応じた適切な教育が受けられ、もっている力を十分に發揮できるよう努めていくことが必要です。

また、一方で、地域に開かれた学校経営や地域活動・学習の拠点としての役割が期待されており、地域と学校との連携をすすめていくことが必要です。

本市では、これらの学校を取り巻く環境を踏まえ、学習指導要領に基づき、学校教育の推進を図るとともに、「西東京市教育プラン21*」を策定して、より充実した教育環境づくりをすすめていくことが求められています。

背景 データ

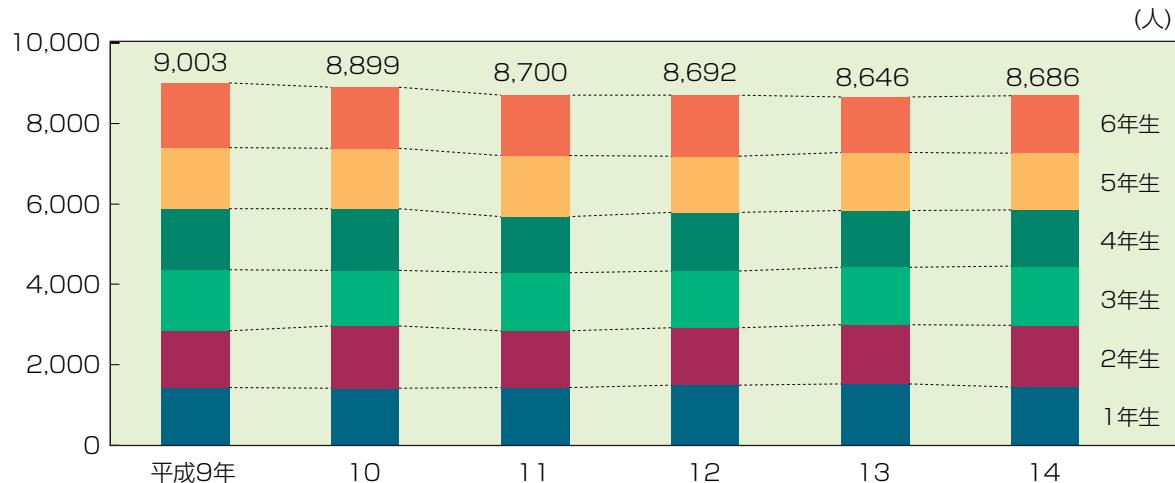
■ 西東京市の総合的な学習の実施例

地域との交流	昔遊びをしよう（小）　茶道体験教室（小）
進路	職場体験（中）　上級学校訪問（中）
異年齢	たて割り班活動（小）
福祉・ボランティア	手話体験（小）　ボランティア講演会（中）
国際理解学習	広げよう世界の輪（小）　外国を知ろう（小） 国際理解学習（中）
自然体験	農業体験（小）　「いのち」（小動物の飼育と花の栽培）（小） 自然観察会（小）
環境学習	地球環境のこと学ぼう（小）　クリーン作戦2001（中）
音楽	日本の古典音楽を知ろう（小）　ミニコンサート（小）
情報学習	パソコンでアクセスしよう（小）　パソコン俱楽部（中）

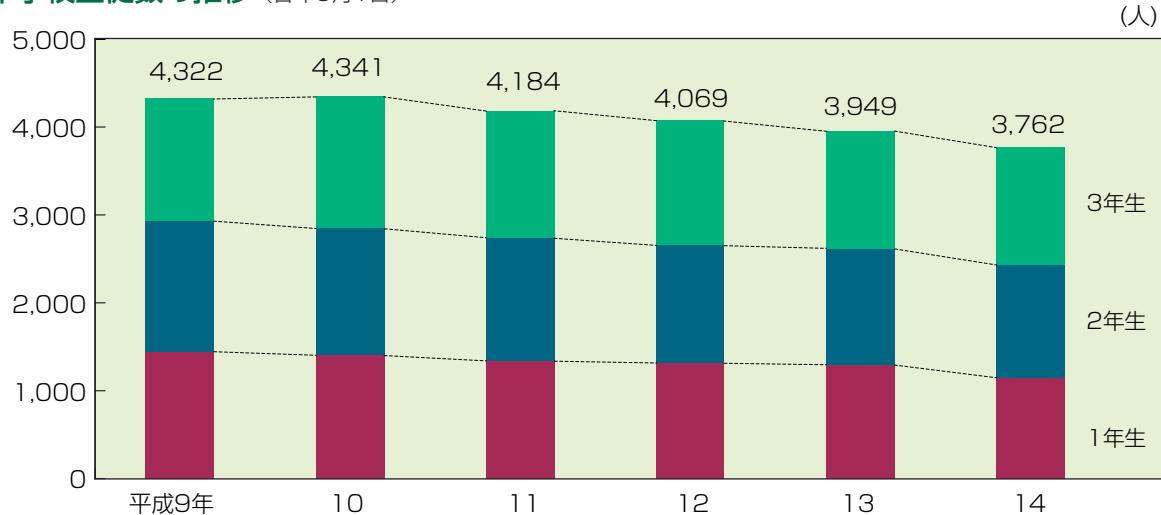
（小）は小学校　（中）は中学校

一人ひとりが輝く、活力ある学校づくりをめざします。

■ 小学校児童数の推移 (各年5月1日)



■ 中学校生徒数の推移 (各年5月1日)



■ こんな学校へ行きたい！ (平成14年度実施子どもワークショップより)

- ・もっとパソコンがあったほうがいい
- ・個人のレベルに合わせて進める学校
- ・教室を広くしてー
- ・生き物や緑の多い明るい学校
- ・小学校も教科ごとに先生をかえて!!
- ・給食の学校
- ・きれいなトイレの学校
- ・好きなことがならえる学校
- ・冷暖房を完備したキレイな学校
- ・学校の校舎をもっとあたらしくしてほしい など

施策 内容

●学校教育環境の向上【創2-3-1】

- 児童・生徒の確かな学力の向上に向けて、きめ細かな学習指導の実施、専門家や外国人等の外部講師の積極的な活用などを図っていきます。
- 特色ある学校づくりを推進するため、特色ある教育課程の編成や情報教育などをすすめていきます。
- 教育情報センターの活用を図るとともに、普通教室等にもパソコンを整備し、児童・生徒の学習支援に努めながら、情報活用能力の育成を図ります。
- 小学校給食では、子ども自身の健康を保ち、豊かな心を育てるために、地場野菜や学校農園で収穫した野菜の給食利用の継続や、ランチルームの整備などを図るとともに、給食調理の民間委託をすすめていきます。中学校では、学校関係者、保護者、栄養士などで構成する協議会において、弁当外注方式による給食の検証を加えながら継続実施していくとともに、中学校給食のあり方について検討していきます。
- 子どもが本に親しめるよう学校図書館専門員（司書）の配置を継続していく取り組みをすすめるとともに、学校図書館が利用しやすく、活用されるよう整備していきます。
- 障害のある児童・生徒の教育ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開するよう努めています。

●学校教育施設の整備【創2-3-2】

- 快適な教育環境を確保するために、老朽化した校舎・体育館等の建替えや大規模改修、扇風機の設置、トイレの改善など、教育施設の計画的な改修に努めます。また、安全な校舎・体育館を確保するため、耐震補強工事を実施していきます。
- 児童・生徒数の中長期的な動向や、国や東京都の少人数学級への考え方などを踏まえ、学校の適正規模・適正配置の調査研究にあわせ、学校統廃合についても検討を行います。

用語解説

「西東京市教育プラン21」

西東京市教育委員会が定めた教育目標・基本方針を踏まえて、児童・生徒一人ひとりが基礎・基本を確実に身に付けることのできる学校教育の推進、および市民が生涯を通じて学び、社会参加できる生涯学習活動の推進のための考え方、施策を定めた計画。

「スクールカウンセラー」

学校において、児童・生徒、保護者に対するカウンセリングや相談、教職員へのアドバイス、教育相談に関する研修、関係機関との連携等を行う心理学の専門家（主に臨床心理士）のこと。

施策 内容

●教育相談機能の充実【創2-3-3】

- 心身の発達や親子関係の悩み相談に対し、臨床心理士などによる専門性の高いカウンセリング等を行い、教育相談の充実を図ります。
- 小学校への学校訪問教育相談員、スクールルピアの派遣、スクールカウンセラー*の配置等により、校内の教育相談体制を整え、児童の不登校など不適応行動の早期発見・予防に努めます。
- 教育相談機能のネットワーク化を推進し、学校や地域・他機関と協力しながら、子どもや保護者に対して支援を行います。
- 不登校児童・生徒に対応するため、養成したピアカウンセラー*の派遣を検討し、学校生活への適応を促すとともに、フリー教室*設置の検討やスキップ（適応指導）教室*の充実に努め、学習支援や学校生活復帰への援助を行っていきます。
- 発達段階初期の乳幼児から相談を受けるとともに、障害児等の就学相談を適切に行うため関係機関とのよりいっそうの協力・連携を図ります。

●家庭、地域と学校との連携【創2-3-4】

- 地域社会における教育力を高めるとともに、児童・生徒の問題行動を未然に防止するために、家庭、地域と学校とのつながりを深める取り組みをすすめます。
- 学校運営連絡協議会をいっそう充実させ、地域住民の意見を積極的に取り入れるほか、特色ある教育に応じた地域教育協力者の積極的な活用を図るなど、学校への住民参画を推進します。
- 地域住民に身近な学校施設の開放をすすめ、地域活動における多面的な活用を図るとともに、（仮称）地域学習活動センター*として地域の生涯学習活動拠点としての機能も充実していきます。

用語解説

「ピアカウンセラー」

専門家ではなく“仲間”として、困っている人、悩んでいる人に手を差し伸べ、話に耳を傾けていく人のこと。

「フリー教室」

一人ひとりの個性に応じた得意分野を伸ばす指導を行なながら、出席できる教科は出席し、学校生活と切り離れず、完全な不登校になるのを防ぐための教室のこと。

「スキップ（適応指導）教室」

いろいろな理由から登校していない小・中学生に対して、指導員とのかかわりやグループ活動を通して悩みの解消や自立心・協調性・学習意欲をもてるよう指導致し、集団へ適応できるようにすることを目的とした教室のこと。

「（仮称）地域学習活動センター」

学校施設や地域の人材を活用しながら、市民の学習・文化、スポーツ、体験事業等の実施を行う生涯学習の拠点となるセンターのこと。

生涯学習社会の形成

現状 課題

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

長寿社会を迎える、また、社会の変化により自由に使える時間が増加するなかで、心の豊かさや生きがいを求め、市民の自主的・創造的な学習意欲が高まってきています。また急速に変化する時代に対応していくためには、学校教育だけではなく、生涯学び続けていくことが大切になってきています。

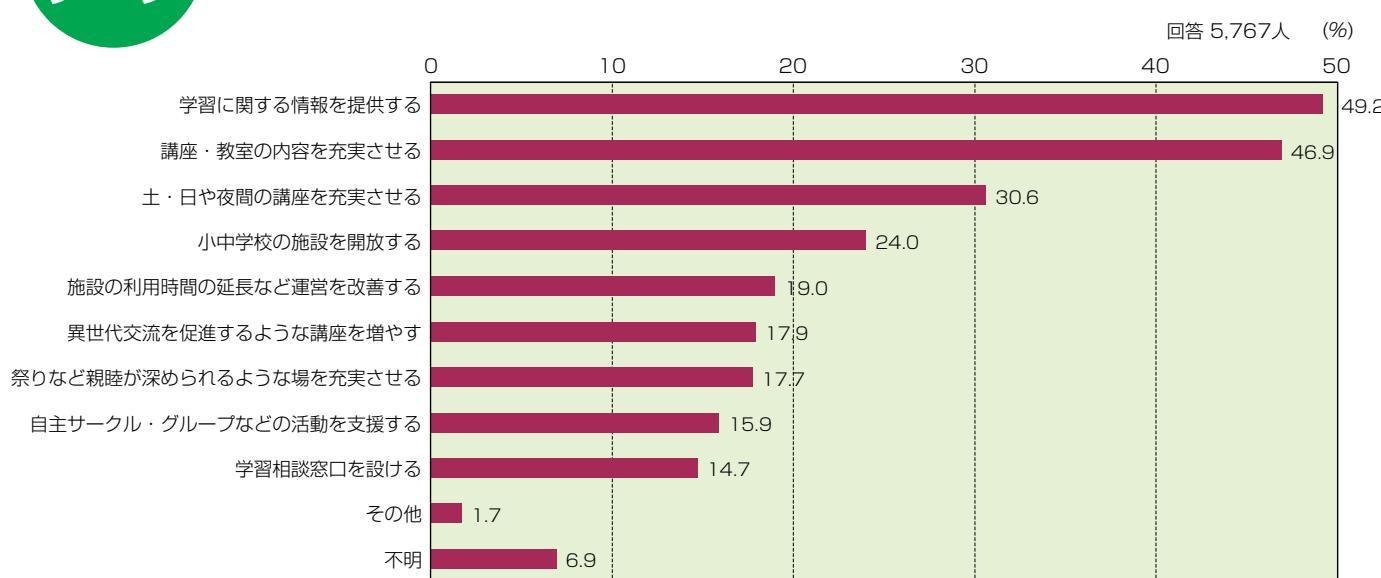
このため、市民一人ひとりが、生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習することができるよう、支援していくことが求められています。

また、これら市民の学びあいが、仲間づくりやまちづくりへと継続し発展していくよう、学習面から地域のコミュニティづくりを支援していくことが必要です。

今後は、多様な生涯学習を市民が主体的・日常的に展開できるよう、身近な学習活動拠点の整備や、生涯学習にかかる的確な情報の提供をすすめていくとともに、一人ひとりが学んだことや能力を、地域に活かせるしくみづくりが必要です。

背景 データ

■ 生涯学習をすすめるために必要な取り組み (平成13年度市民意識調査より)



市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも自由に学習することができるまちづくりをすすめます。

施策 内容

●生涯学習活動の促進【創3-1-1】

- 生涯学習推進計画を策定し、市民の生涯にわたる学びを支援するため全局的、体系的に多様な取り組みをすすめます。
- 市民の自主運営による生涯学習活動やコミュニティ活動を、日常的に展開できるよう支援します。
- 学校を地域の生涯学習の拠点として位置付けるなかで、（仮称）地域学習活動センターを設置し、学習・文化、スポーツ、体験事業等を実施します。
- 市民の学習ニーズに応えるため、事業や団体などの情報を提供していくほか、インターネット等を活用した生涯学習情報の収集提供システムの検討をすすめます。

●学びを生かすしくみづくり【創3-1-2】

- 一人ひとりの学習活動の成果や習得した技能を生かした学びあいや教えあいの市民交流の機会づくりをすすめます。
- 文化・スポーツ等のさまざまな分野での専門的知識や技能をもつ地域人材の情報を把握し、ボランティア・市民活動センターとも連携しながら、学校や地域、各団体が積極的に活用できるようなくみづくりをすすめます。
- 市民の主体的な学習機会の充実を図るため、武蔵野大学や市内都立高校・私立高校と連携し、公開講座の企画や参加のしくみづくりをすすめるとともに、NPO*主催の学習活動の活性化に努めます。

用語解説

【NPO】

「Non-Profit Organization」を略したもの。一般的に民間非営利組織と訳され、自発的に社会的活動をする営利を目的としない組織・団体のことです。

学習活動の推進

現状 課題

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

市民が生涯にわたって主体的な学習活動ができるよう、公民館・図書館を中心として、地域における学習活動の場と学習機会を提供しています。

公民館は、幅広い市民を対象として、主催事業や講師派遣事業などを実施するほか、市民の主体的な学習活動の場所を提供し支援しています。平成14年度の利用状況は、利用件数23,457件、利用者数350,564人となっています。

今後は、地域における学習の場、つながりの場としての機能が期待されることから、地域社会に密着した学びあいの場として、市民主体の学習活動への支援や地域のコミュニティづくりに向けた事業展開を図っていく必要があります。

図書館では、市民の学習意欲に応えるための図書館資料の充実や、本に親しむための取り組みを行うとともに、インターネットによる蔵書検索・予約など、より利用しやすい環境を整えています。平成14年度の貸出利用者数は延532,633人、1日平均貸出冊数は5,511冊となっています。

今後は引き続き図書館資料の充実に努めるとともに、さまざまな利用者に対応できるサービスの拡充、IT時代にふさわしいサービスの展開が求められています。

背景 データ

■ 市立図書館の蔵書数／貸し出し数の推移



市民の自主的学習活動を支援する場や多様な学習機会の充実をめざします。

施策 内容

●公民館事業の新たな展開【創3-2-1】

- 地域社会における市民の主体的な学習活動に応えるため、公民館主催事業や自主グループ活動への講師派遣などを行うとともに、幅広い市民層を対象とした学習機会の提供や体験型の学習についても積極的に取り組んでいきます。
- 市民が利用しやすい公民館に向けて、管理・運営方法等を検討するとともに、施設の計画的な改修を行っていきます。
- 地域コミュニティの活性化に向けて、関係団体の日常活動を支援するとともに、地域の生涯学習の拠点として、新しい展開をすすめていきます。
- 家庭教育を支援する拠点としての機能について検討していきます。

●図書館事業の充実【創3-2-2】

- 市民ニーズに的確に対応できるよう図書館資料の収集やレファレンスサービス*の充実を図っていきます。中央図書館を中心としたネットワークを充実し、サービス向上に努めています。
- 子どもの読書活動を通し、健やかな成長を図る取り組みを推進していきます。
- 視覚障害者などへのサービスとして、録音図書や点字図書の充実に努めています。
- 市民が利用しやすい図書館に向けて、管理・運営方法等を検討するとともに、施設の計画的な改修を行っていきます。



用語解説

「レファレンスサービス」

利用者から質問・相談を受けて、調査や研究に必要な本の紹介や本を探す手伝いをするサービス。身近な事柄や調べ物についても、資料にもとづいて質問に回答したり、電子メールや電話、文章による質問を受けたりもする。

スポーツ・レクリエーション活動の振興

現状 課題

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、心身の健康の維持と樂しみを生み出し、仲間同士のふれあいや地域の人々との交流を深め、より豊かで充実した社会生活を過ごすことができます。

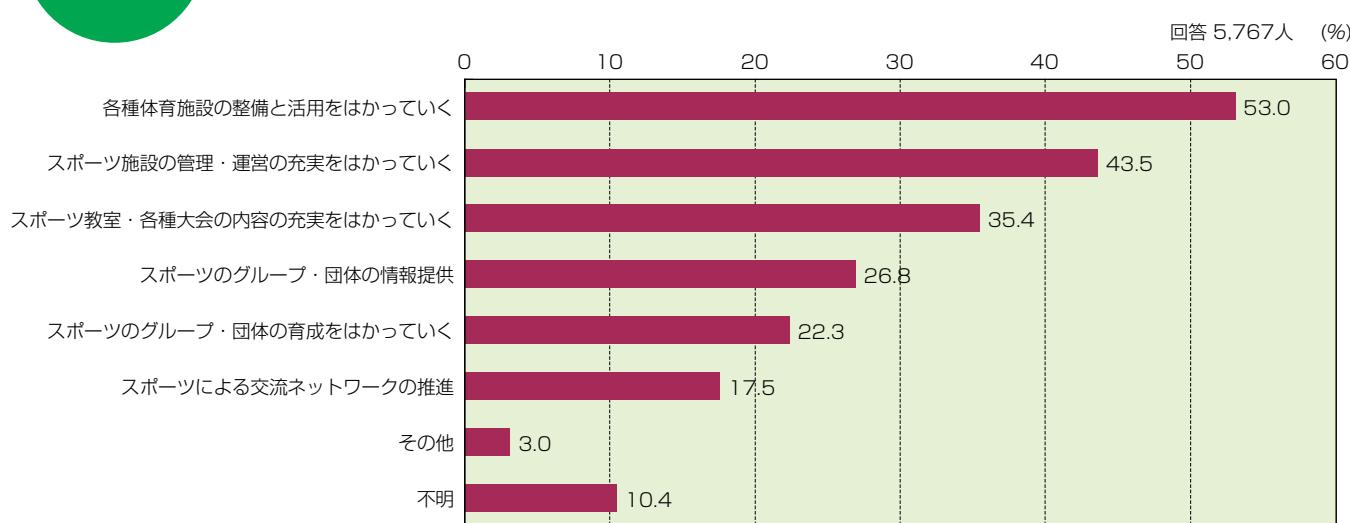
市内にはスポーツセンター、総合体育館、向台運動場などさまざまなスポーツ施設があり、多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種スポーツ教室や総合体育大会、市民スポーツまつり*などを開催しています。今後とも文化・スポーツ振興財団*や体育協会等と連携を取りながら、市全体のスポーツの振興を図っていく必要があります。

個人・団体を問わず、すべての市民が気軽にスポーツを樂しみ交流できる地域づくりが求められています。また、市民が主体的、継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、スポーツ団体や指導者の育成が望まれています。

すべての市民が、生涯にわたりあらゆる機会・場所において、それぞれの体力や技術などに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう環境整備をすすめていく必要があります。

背景 データ

■ スポーツ振興のために必要な取り組み (平成13年度市民意識調査より)



市民がそれぞれの体力や技術などに応じて、スポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会・場所づくりをめざします。

施策 内容

●スポーツ・レクリエーションの振興【創3-3-1】

- 市のスポーツ振興の指針となるスポーツ振興計画を策定し、だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現に向けて施策を推進します。
- 文化・スポーツ振興財団や体育協会等とのさらなる連携を取りながら、市全体のスポーツの有機的な振興を図り、体育施設の効率的な運用と新たな各種事業の展開をめざしていきます。
- 地域におけるスポーツ環境の整備充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ*を設立するとともに、体育指導委員やスポーツリーダーなど指導者の確保・養成を図り、地域住民の生涯スポーツ拠点づくりをすすめます。

●スポーツ環境の整備【創3-3-2】

- 市民の生涯スポーツ活動の多様なニーズに応えるため、スポーツ施設の整備充実を図っていきます。
- 市民が利用しやすいスポーツ施設に向けて、施設の計画的な改修を行っていくとともに、老朽化が著しい西東京市体育館については、アリーナや武道場、多目的体育室等を備えた施設として建替えをすすめています。
- ひばりが丘団地の建替えに伴い、現在の野球場、サッカー場、テニスコートなどのスポーツ施設については、一体的な整備拡充を行い、都市基盤整備公団と連携しながら総合的なスポーツ施設として整備していきます。
- 平成25年に多摩を中心として開催される予定の、国民体育大会への取り組みについて検討します。

用語解説

「市民スポーツまつり」

毎年、体育の日に開催されている市主催の運動会で、当日は競技のほか、さまざまなイベントが催される。

「西東京市文化・スポーツ振興財団」

西東京市の地域文化の創造と、スポーツおよびレクリエーション活動の促進を図るため設立された財団。文化・スポーツ活動の奨励・普及のほか、情報収集・提供や施設の管理運営を行っている。

「総合型地域スポーツクラブ」

地域住民が主体的に運営し、多様なスポーツ種目を楽しむことを目的としたスポーツクラブのこと。

芸術・文化活動の振興

現状 課題

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

芸術・文化は、市民がゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現し、自己充実させていく活動です。市民の自主的、創造的な文化活動を支援し、文化のまちづくりをすすめていくことが望まれています。

市内には、芸術・文化活動の拠点としてこもれびホール*、市民会館などがあり、音楽や演劇などすぐれた芸術に身近にふれられるとともに、自らを表現する活動や発表の場として活用されています。

また、市民文化祭や姉妹都市との文化交流などを実施し、市民主体の文化活動のいっそうの向上と市民の交流を図っています。

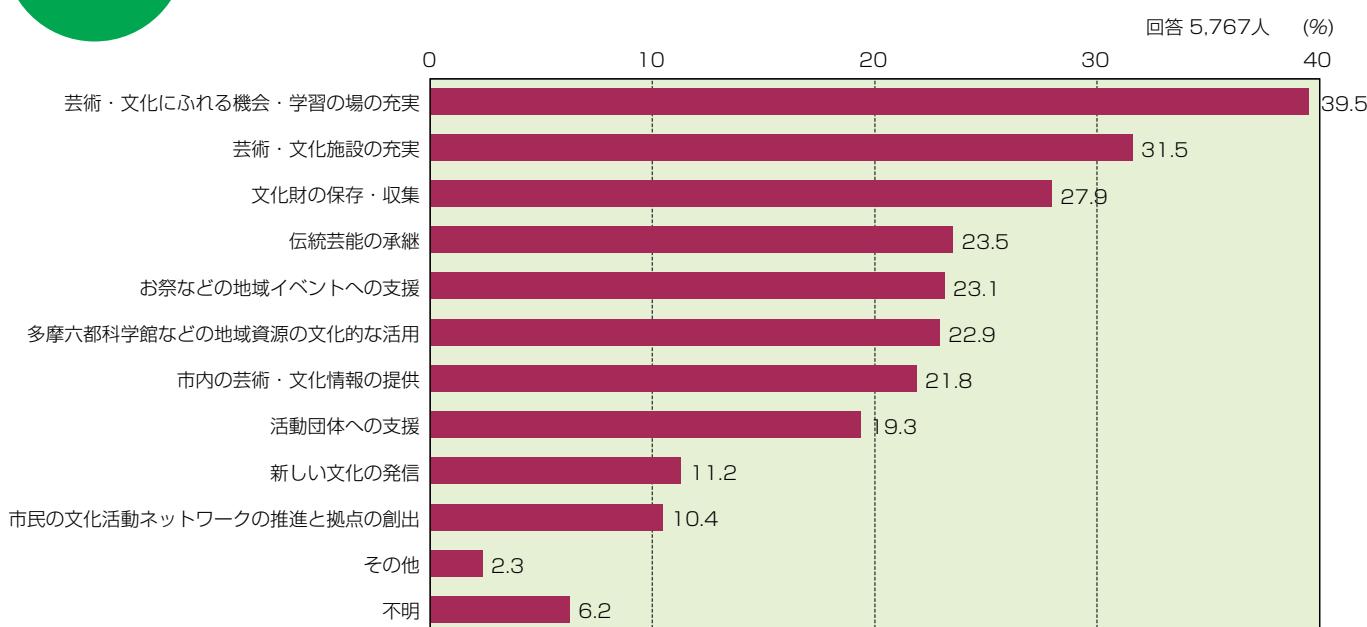
今後は、身近な地域でさまざまな芸術・文化に親しめる環境の整備や、市民が主体的に活動・発表できる機会の充実が必要です。

一方、郷土の歴史・文化を理解しこれに親しむことは、地域への愛着を深め、積極的なまちづくりへの参加を促す効果が期待されます。

市内にある遺跡や出土品などの保存、先人たちが使用した民具等の収集・整理、それらの伝承や展示などをすすめ、郷土の歴史・文化への理解を深めていくことが大切です。

背景 データ

■ 文化を発展させるために必要な取り組み (平成13年度市民意識調査より)



市民の芸術・文化活動を支援するとともに、郷土の歴史である文化財を保護し、地域文化を大切にするまちをめざします。

施策 内容

●芸術・文化活動の充実【創3-4-1】

- 文化・スポーツ振興財団を支援し、こもれびホールを中心として、芸術・文化活動の充実に努めていくとともに、今後は市民会館やコール田無*においても文化振興事業の拡充に努めていきます。
- 市民の芸術・文化の発表および交流の場である市民文化祭について、多くの市民の参加を促し、充実・発展を図るとともに、市民が主体的に行う芸術・文化活動への支援を行っていきます。

●芸術・文化環境の整備【創3-4-2】

- 市民の創造・文化活動の活性化を図るため、生活に身近な場所で活動や発表・交流ができるような環境を整えていきます。
- 邦楽や茶道・華道等、市民の伝統文化活動の継承を図っていくため、伝統文化に親しめる施設について検討します。
- 老朽化がすすんでいる市民会館については、地域の多様なニーズに応えるための複合機能をもった施設として、再構築を図るよう検討していきます。

●文化財の保護【創3-4-3】

- 市内に2か所ある郷土資料室を郷土資料館として統合整備し、市内の遺跡からの出土品や、民具・農具などの文化財資料の収集・整理・公開に努めます。
- 市民にとって貴重な文化財である下野谷遺跡*の保存とその活用に向けた取り組みをすすめていくとともに、先人たちの生活を知る貴重な文化財についても、その保存や復元に努めています。
- 文化財に関する資料の作成や講座等を実施し、郷土資料への理解、文化財保護への意識を高めています。

用語解説

「こもれびホール」

コンサート・講演会ができるホールを有した本市の文化・芸術活動の拠点施設。

「コール田無」

多目的ホールや音楽練習室、イベントルーム、会議室、乳幼児交流施設(ピッコロハウス)等を有する多目的文化施設。

「下野谷遺跡」

市内で発見された遺跡の一つで、全国でも有数の縄文時代中期の大集落跡。